

# 滋賀県民レンタサイクル利用助成事業の概要

本事業は、滋賀県居住者がレンタサイクルを利用する際の料金の半額(以内)を、滋賀プラスサイクル推進協議会が負担するものです。

対象事業者: 滋賀県内のレンタサイクル事業者

対象経費: 滋賀県居住者が利用したレンタサイクル料金

※オプション、保険料、消費税および地方消費税を含む。

※ただし、次の費用は対象外です。

・レンタサイクルの定期利用(駅リンクの定期利用など)

・ガイド、ツアー、出張回収・修理等の役務

協議会負担金額: 対象経費の1/2以内

※一人1レンタルにつき、5,000円(消費税および地方消費税を含む)が上限

※10円未満は切り捨て

実施期間: 令和2年6月1日(月)～令和2年12月31日(木)

※予算がなくなり次第、終了

## ◆協議会負担金の請求方法

①レンタサイクル貸し出し時に、利用者に申込票(様式②)を記入してもらいます。

②1ヶ月分の申込票(様式②)と負担金請求書(様式③)、宣誓書(様式④)を事務局の専用FAXあてにお送りください。

※専用FAXの番号は、事業参画のご連絡を頂いた際にお知らせします。

※6月1日分から請求できます。当月分は次月の15日を請求の締め切りとします。

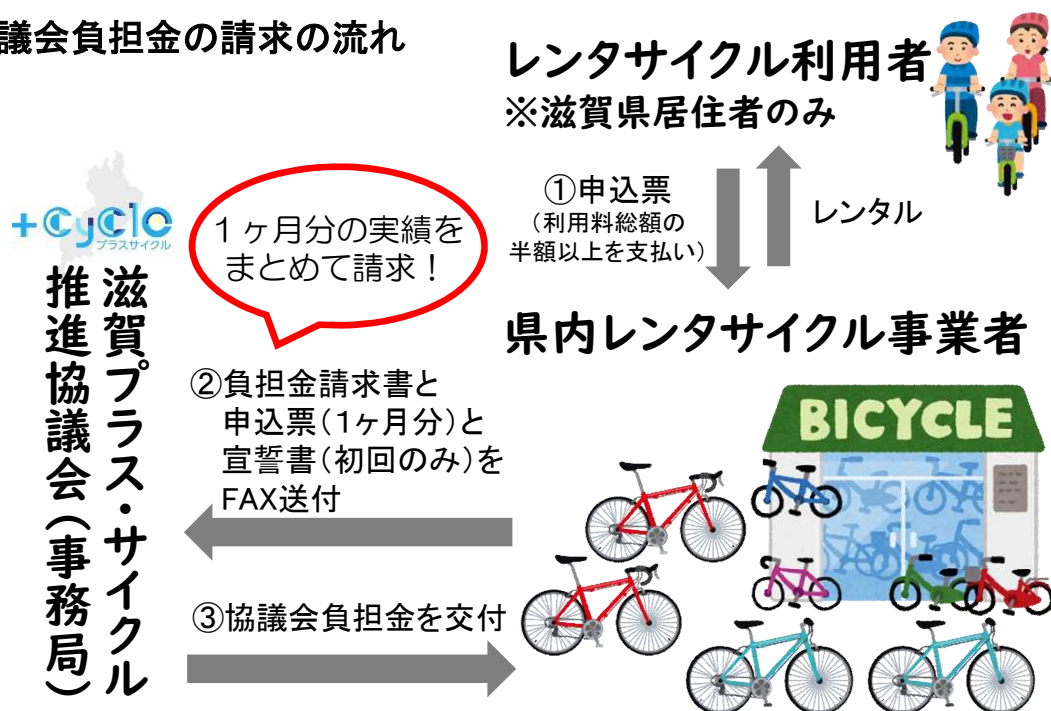
※宣誓書(様式④)は、2回目以降は送付不要です。

③請求書到着から14日以内に、事務局から、貴事業者様の金融機関口座へ負担金を振り込みます。

☆各様式は、添付のものをコピーしてお使いいただくか、当協議会のホームページでダウンロードできます(パスワードが必要です。)

ダウンロードに必要なパスワードは、事業参画のご連絡を頂いた際にお知らせします。

## ◆協議会負担金の請求の流れ



## ◆その他、事業実施に関するご説明

### 0. 事業にご参画いただける場合は・・・

事業にご参画いただける場合は、別添「滋賀県民レンタサイクル利用助成事業 参画連絡票(様式①)」を、下記の事務局担当までお送りください(本日からご参画いただけます。)

送付はFAXでいただくか、同内容をE-mailでお送りいただいても構いません。

滋賀プラス・サイクル推進協議会自転車ツーリズムWG事務局 小林・田畑

TEL:077-528-3746 (疑問点があれば、お気軽にお問い合わせください!)

FAX:077-528-4877 (この番号に、負担金請求書を送らないでください!)

E-mail :biwaichi@pref.shiga.lg.jp

※当協議会ホームページのレンタサイクル事業者様リストにおいて、ご参画の有無を掲載させていただきます。

### 1. 負担金額の計算例

レンタサイクル1台3時間1,000円、1日5,000円 グローブ(オプション) 1日300円 の場合

#### 例1) 3時間、レンタサイクルをご利用される場合

$1,000\text{円(レンタサイクル1台3時間)} \times 1.1\text{(消費税10\%)} \times 1/2\text{(補助率)}$

$= 550\text{円(協議会負担金額)}$

#### 例2) 2日間、レンタサイクルとグローブをご利用される場合

$(5,000\text{円(レンタサイクル1台1日)} + 300\text{円(グローブ1日)}) \times 2\text{(日数)} \times 1.1\text{(消費税10\%)}$

$\times 1/2\text{(補助率)} = 5,830$  上限の5,000円を超えているので

→ 5,000円(協議会負担金額)

※ご家族など、複数名のグループでレンタルされる場合でも、おひとりずつの計算となります。

### 2. 協議会負担金額の額内であれば、対象経費における値引きの適用の範囲は、事業者ごとに決めていただけます

レンタサイクル総額の2分の1以下かつ5,000円以下の額であれば協議会負担金を交付することができますので、その負担金額内であれば、対象経費における値引きの適用の範囲を独自に決めていただけます(別添「滋賀県民レンタサイクル利用助成事業 参画連絡票【記入例】」もご参照ください。)

例1) レンタサイクルは通常価格で提供し、オプション品は無料とする。

例2) レンタサイクル2日の利用であっても、1日利用の価格で提供する。

### 3. 各請求様式等の注意点

#### <申込票(様式②)>

- ・ご利用者様に、一人1枚、記入していただきます。複数名のグループでレンタルされる場合でも、お一人1枚、記入していただきます。
- ・当事業は、滋賀県に居住する方が利用したレンタサイクル料金が対象です。できる限り運転免許証や学生証などで、ご利用者様の居住地が滋賀県内であることを確認してください。

#### <負担金請求書(様式③)>

- ・当月分は次月の15日を請求の締切とします。6月分の締切は7月15日、7月分の締切は8月15日、以降同様に、最終の12月分の締め切りは令和3年1月15日となります。  
※請求漏れがあった場合は、ご連絡ください。
- ・請求の際は、必ず請求する期間内の、すべての申込票(様式①)も併せて、送付してください。
- ・振込先欄については、2回目以降の請求時では、記入不要です。

#### <宣誓書(様式④)>

- ・2回目以降の請求時では、提出不要です。